

## 羽州幕領の廻米と最上川舟運

— 江戸後期の廻米川下しと農民負担 —

横山 昭 男

## 一 はじめに

江戸初期に東北に設定された幕領は、最上川流域と阿武隈川流域が中心であった。最上川流域の幕領は、山形藩最上氏の改易のときに設けられた二万石が最初であったが、その後山形藩の減知などによって寛文八年（一六六八）には一四万石に増加している。阿武隈川流域の幕領が設けられるのは寛文四年（一六六四）、米沢藩が三〇万石から一五万石の半知となったことに伴い、残り半分の奥州伊達・信夫両郡（二三万石）が幕領となったときにはじまるが、このとき最上川上流の羽州屋代郷二万石も幕領となっている。

寛文十一年（一六七二）、同十二年、江戸商人河村瑞賢の建議によって、幕府が荒浜および酒田を起点とするいわゆる東西廻航路の開発と整備を行ったことは周知の通りである。このことは、幕藩社会における全国市場の確立の一環でもあったが、

東北における幕領の設定を背景としたものであったことが知られる。幕府の海運航路整備の意義は、それまで幕領の年貢米を廻米として江戸に輸送する場合、江戸商人の請負としていたが、これを「幕府直廻」にしたことである。日本海沿岸の加賀藩・庄内藩などの北国諸藩は、江戸期初頭から上方廻米を行っていたが、敦賀・小浜で荷揚げし、そこから陸送するのがほとんどであった。西廻りは下関（赤間か関）を廻り、瀬戸内海を大坂に進み、大坂・江戸航路につなぐもので、この航路の画期的な点は、御用廻船として瀬戸内海の塩飽船を使うこと、沿海の要所には浦役人を派遣すること、最上川の河口にあたる酒田港には「米置場」（瑞賢蔵）を設けるなどの整備によって実施されたことである。<sup>11)</sup>

寛文年間の幕領廻米（城米）の輸送体制は、その後の海運および河川水運の機構を大きく規定した。海の廻船は、元禄・享保期になって、廻船差配人が指定されることになると、塩飽船

は次第に衰退するが、最上川の水運体制は、幕領の城米輸送を基準にして、河岸の設定、川船輸送秩序、川船運賃なども決められている。それは、最上川流域の支配領域として幕領がもっとも大きく、輸送物資の中で圧倒的な量を占めていたこともある。もちろん流域における幕領の規模は、時代によってかなり大きな変化があった。大凡の石高をみると、寛文八年（一六六八）の一四万石は、延享二年（一七四五）に一七万石となり、最高は明和元年（一七六四）の二二万石で、天保十三年（一八四二）は、十五万石となり、幕末には松前藩との交換で約六万石に減少したが、ほとんど一〇万石台を維持していたのである。

近世の河川水運体制は、本来幕藩領主の廻米輸送のために開発・整備されたもので、その基本は江戸期を通して変わらなかった。しかし江戸中期の一八世紀半ば以後、農民の石代納要求などによって必ずしも従前通り石高に応じた現物米の収納と廻米量をみることはできなくなるが、その実際はどうであったのか、幕領における税制の基本的問題の一つである。しかしここでは廻米輸送の問題として、とくに江戸後期における最上川水運の実態との関連でとりあげることになしたい。

江戸中期以後、最上川水運の輸送物資は、下り荷としての流域の特産物、上り荷としての上方物資が、いずれも商人荷物として急速に増大した。しかしその中で、幕領および米沢藩など諸藩の廻米輸送が実施されたが、とくに幕領廻米の占める比重

はもっとも大きくかつ長かったので、江戸期における水運輸送と幕領廻米の関係は大きかったのである。最上川水運についてもこれまで、制度的変化や川船経営との関係からとりあげた研究はあるが、まだ部分的な点にとどまっている<sup>51)</sup>。本稿もまた部分的な研究に過ぎないが、幕領廻米輸送の全体的な推移を踏まえながら、その廻米と最上川々下しの実態と農民負担の実態を中心にとりあげたいと思う。

まず年貢米と廻米量の推移を明らかにし、廻米にともなう川下し運賃米および欠米などとともに、廻船廻送にかかわる出役等の農民の諸負担についてとりあげる。とくに廻米制の成立にともなう定と諸規定があるが、それらの諸記録の検討と、農民負担の実際を明らかにしたい。江戸後期における廻米川下しおよび江戸廻送についての農民負担の構造と実態解明への一つのアプローチとなれば幸いである。

## 二 幕領廻米と最上川水運

### (1) 廻米輸送の展開

江戸後期の廻米輸送の実際に入る前に、ここではその前提として、最上川水運における幕領廻米制の成立と展開について、問題中心に要約的にとりあげておきたい。

最上川流域における出羽幕領の廻米は、寛文十二年（一六七二）より開始されたが、この廻米の方法をそれ以前の商人請負

に対し、「幕府直廻し」または「百姓直廻し」とよんでいる。幕府のこの廻米刷新策に対して、実施から約一〇年後に、村山郡幕領である漆山領惣百姓の代表五人が訴状を提出した。その内容からいわゆる「直廻し」とは、どのようなものであったのか、当時の幕領農民の立場からとりあげてみよう。

訴状提出の二年前、延宝七年十二月、幕府の御蔵奉行衆が出羽代官および預所代官に対して、城米廻送について通達した覚書がだされている。<sup>4)</sup> その要点をみると、一つは、廻米の船積場（津出場）に、米が集まらないうちに川船の雇船をすること、米が損じたり、江戸廻船が遅れる原因となるので、雇船は米が全部集まってから行うこと、二つには、城米は風雨を防ぐため、一俵づつ菰にくるみ、一駄に一枚の掛菰をかぶせること、三つは船一艘に一人の上乗をのせ、上乗は「村中慥成者」を選ぶこと、上乗の不注意は代官の責任であること、四つは、沢山などで濡俵やねずみ喰俵が生じた場合、無届けで俵の作り直しを行わないこと、五つは、村出しから江戸の蔵納までに要したすべての掛物・入用を記入し、小百姓の入用員数なども書き込み、代官印、上乗才料の誓詞とともに、毎年納米の際に提出することなどであった。

廻米の幕府直廻では、本米の運賃は幕府の負担であるが、それ以外の上乗および最上川の船積場、酒田などの出役の経費は郡中農民の負担とされた。蔵奉行の覚書は、城米の俵作りから

上乗の選び方まで、嚴重な管理を代官に命じたものである。

漆山領惣百姓の代表、半沢忠右衛門、斎藤三郎兵衛ら五人の訴状は、国廻りの幕府役人に対してだされたが、内容は前半で、寛文・延宝検地は、「出目」および石盛が余りに厳しいので、これを見直してほしいと訴え、後半では、城米の幕府直廻しを中止し、一〇年前の「商人廻し」に戻してほしいと要求したものであった。<sup>5)</sup>

直廻し中止訴えの主な理由は、第一に、商人請負時代は、酒田船積所で商人に渡す際に、城米一俵につき、「指米」三合、七合を付加するのみで、他は酒田から江戸着まで、一切農民に負担はなかった。ところが直廻しでは、一俵につき指米一升、欠米二升、酒田・江戸入用金、上乗給金、欠代米の川船・廻船運賃など、農民負担が多い。第二に、最上川を酒田まで下る際に川船が破損した場合、その損害弁償の割合が、船頭三分の一、百姓三分の二となっているのは厳しすぎる。第三に、城米俵の作り方（「元かかり」）が、直廻し以前に比べて余りに強制的である、というものであった。

漆山領惣百姓などの訴状はあっても、幕府直廻しの輸送体制は基本的にその後も変らなかつた。その實際を天和三年（一六八三）についてみると、延沢領、大山領の年貢米は、二万五〇六三石と四〇〇六石で、欠代米が一三五四石七斗、二一六石五斗余がそれぞれ付加して納入された。<sup>6)</sup> 城米に対する欠米の割合

はどちらも五・四％で、一俵(三斗七升入)につき約二升となっていたことは明らかである。

(2)村明細帳等の廻米関係記録

幕領の廻米については、各村で作成された「村差出明細帳」の記述もくわしい。内容の基本的な部分は同じであるが、表現には時代により若干のちがいがみられる。まず「村山郡柴橋村明細差出帳」(宝暦十一年)の関係事項をあげると次の通りである。

- 一、御年貢津出之儀、本樋河岸江陸路三拾式町程附出し、川船積仕、酒田港迄舟路三拾里程、西海廻り七百五拾三里、東海廻四百拾七里、但川舟運賃、酒田舟五分五厘、最上舟六分之積り、従御蔵様被下候
- 一、御廻米三斗七升入、壹俵ニ式升宛欠米百姓方出し、江戸江相廻し申候、右欠米之米、川舟運賃、海上運賃共ニ、百姓方と相渡申候
- 一、御年貢米、壹俵三斗七升入ニ御定ニ御座候所、三斗八升五合ニ入相納申候

- 一、御口米之儀、御年貢米壹石ニ付、三升宛納米申候
- 一、御口米之儀、定納永壹貫文ニ付、永三拾文宛上納仕候

この第一項には、この村の津出場(船積場)と城米の川船運賃を記し、酒田船は五分五厘(一〇〇俵につき五俵半)、最上

船は六分とある。川船による運賃の差は、延享元年(一七四四)の中郷村の場合は、酒田船・最上船とも六分とし、天明八年(一七八八)の金沢村では、酒田船六分、最上船六分五厘とあり、時代によって異っていた。はじめは同じであったが、次第に最上船の割合が高くなっている。最上船運賃が酒田船上り五厘高くなったのは、延享四年(一七四七)、最上船持たちの要求によって幕吏神山三郎左衛門一行が現地調査を行って決定したものであった。同じ川船の間に運賃の差をつけた理由は、酒田船・最上船とも商人荷物の「片運送」の原則は同じであるが、城米積にあたる酒田船は、上り荷に上方商人荷物を積むことから、上り下りの両運送の利点があるとの判断によるもので、最上船の運賃を五厘増としたのである。この運賃は「従御蔵様被下候」とあるように幕府が負担することを明記している。この表記は「御公儀様と年々御出シ被遊候」と記したものである。

第二項は欠米で、一俵につき二升とし、その最上川および海上の運賃は百姓が負担すること、第三項は納米のことで、これは一俵三斗七升を三斗八升五合とし、一升五合を必ず多く入れ、これは「斗立米」ともよんでいる。第四項、第五項は、口米・口永の規定で、一石につき三升、定納一貫文につき永三〇文とし、いずれも三％となっている。

以上のほか、他の明細帳にみられる廻米関係の項目は、川船運送中の事故負担に関するものである。それは「酒田御囲へ御

城米津出之節、川船破舟仕候時、三分一舟頭并三分ニハ百姓弁納仕来候」というもので、この場合の三分の二の農民負担は、後年まで一貫していた。

ところで廻米川下しの運賃について、各村明細帳でも明らかにように、本米については幕府が負担し、欠米などの運賃は農民の負担としているが、船頭への実際の受け渡しはどのような行われたのであろうか。毎年作成された村々の「年貢皆済目録」では、「御蔵納」のつぎに「川下運賃」、または「御廻米」のつぎに「右之川下賃」として、最上川下しの本米の運賃を掲載するのが普通となっている。

例えば寛保三年の山口村（村高一九八八石）の廻米量は五一七石一斗四升で、川下賃二五石八斗五升七合とあり、その割合は四・九％となっている。廻米量は年によって変化し、とくに減少傾向をみるが、川下賃の記入と割合は幕末まで変わらないことが知られる。また楯岡本郷（村高二九一〇石）および土生田村（村高二〇七五石）の廻米川下しにあたっての実際の記録は次の通りである。

(1) 楯岡村本郷（寛延三年）

一、米九百貳拾三石三斗五合

此儀貳千四百九拾五俵壹斗五升五合但三斗七升入

一、荏三石七斗七合

此儀八俵壹斗壹升七合

右同入

外 米四拾九石九斗八合 右欠米

荏壹斗六升六合 右欠米

米四拾三石八斗五升七合 御廻米川下賃

米 九斗七合 御廻荏川下賃

(2) 土生田村（寛政二年）

戊御年貢川岸出

一、米三百貳拾壹石八斗六升

一、同 拾石四斗六升 川下賃米

外 米拾七石三斗九升八合 欠米

同 五斗六升五合 川下賃米

合米三百五拾石貳斗八升三合

此儀九百四拾六俵貳斗六升三合

以上から、まず廻米に対する川下賃は(1)の場合は四・七％、(2)は三・二％となり、形式は同じであるが、土生田村の廻米運賃の割合はやや低い。土生田村のこの割合は、寛政十一年にも、廻米三九四石八斗五升に対して、川下賃一一石三斗七升で、同率となっている。土生田村の他の記載では、廻米の本米と欠米を合計し、全体の川下賃を「年賦川下」としてだし、「柴崎返納」分も並記した例もある（寛政三年、同四年）。この場合の運賃割合は二・一％とさらに低いが、これは村借りを含んだ特別な場合とみられる。本来、廻米運賃は幕府負担で、欠米運賃

は農民負担とすると、本廻米の運賃は年貢米（米納）の一部で、この廻米運賃の算出は、その村の津出場がどこであるかによって異なるため、各村の年貢割付、皆済状に記載されたのである。

例(1)は、長瀬代官役所が楯岡本郷など六か村（組）にだした、年貢廻米の割賦の一つであるが、さいごに次のような書付がある。まず廻米にあたっては、米こしらえはもちろん、縄俵なども「格別入念仕方」とすること、もし心得ちがいの村方があれば、「後日ニ至大勢及難儀候事ニ候」とのべ、次に「欠米并川下運賃米并、来ル十一月晦日限不残村々郷蔵詰可仕候」とある。この「川下運賃」は、欠米の川下運賃をさし、欠米は本廻米の付加税として納入したものであるが、この運賃米は、本廻米の運賃と異なり、農民の負担としていたのである。欠米の川下し運賃は、本廻米の運賃と基準は同じであるが、あくまでも付加税でありながら、それらが村全体の廻米として合計されているところに複雑さがあり、輸送過程で問題がしばしば発生する原因でもあったといつてよい。

幕領廻米の同じ川下し運賃でも、阿部善雄氏の研究では、信濃川川下しの場合、長岡—新潟間の川下し賃米は、本米分、欠米分とも村・農民の負担であったとしている。<sup>10)</sup>

そこで幕領廻米の最上川々下し運賃について、幕末のものであるが、「最上川船方規距」（文久元年）の内容を紹介しておく<sup>11)</sup>。これは最上川船方御役所の規定として、川船制度の歴史

的変遷もあげながら、城米積・私領米積・商荷積のそれぞれの積荷の方法や小川運賃などもとりあげ、とくに幕領廻米に関する記述がくわしい。まず関係する主な史料をあげておきたい。

#### 資料(1)

一、御私領米運賃之儀者、御城米運賃ル百俵ニ付壹俵増也  
小川運賃同様、右通船之砌、難破船有之候共、舟方ル弁  
米差出候様、前々ル無御座候仕来、但私領米、商荷物込  
合之節者、四分・六分に向船仕来ニ御座候

一、六分 私領方 一、四分 商人荷

一、御城米・私領米共最上・酒田船々江割合積込、無運  
船之積

一、浦役人御扶持方米、最上・酒田船々江割合積込、無運  
賃ニ而川下仕来候

一、御廻往御運賃者、御米運賃外五割引ニ而被下候  
一、御初御運賃者、御米運賃外式割半引ニ而被下候

#### 資料(2)

一、川下運者御定之外、米初共郡中ル余荷物無之哉之旨、  
御尋御座候

此段御廻米川下運之儀者、御定之外前々ル仕来候運賃  
米壹俵付凡米式升位宛之込米有之候を、其俵御渡方相成  
候方、右込米之分者郡中ル余荷物ニ相当候所、当年者寒  
河江御陣屋附之分者、壹俵三斗七升斗立ニ而御渡方ニ相

成申候

(中略)

一、川下賃・舥下賃・瀬取賃等公儀を被下候外、郡中余荷物等無之哉之事

此段川下賃、舥下賃・瀬取賃等公儀を被下置候外、郡中余荷物等見聞及候儀一切無御座候

この「最上川船方規矩」の内容は、前半は川船運送に関する定法であり、後半は天保十四年三月、幕府勘定方高橋平作による出羽国幕領廻米の最上川々下しについての尋問に対し、最上・酒田船方が「御答書」としてだされたもので、(1)は前半、(2)は後半の川船運賃等にかかわる記述である。

(1)では、城米・私領米および商人荷の川船積について、まず運賃は、私領米が城米運賃の一〇〇俵につき一俵増しであること、川船利用の配分は、城米・私領米とも、最上船、酒田船が船積総石高の半々とすることを定めている。小川運賃および難破船の弁米の仕方についての規定は別にあるが、川船には弁米の慣行はないとしているのである。<sup>64</sup> 次は浦役人の扶持米について、川船に積込んでも川下し運賃は取っていないこと、廻漕運賃、廻碇運賃については、廻米運賃のほか五割引、七割引として「被下候」とある。本廻米の運賃は幕府より給付されるほかに、それぞれ割引いた安い形で支払われるというものである。

(2)の第一点は、幕府の廻米について、口米・欠米など旧来の

定めほかに、郡中に付加しているものはないかという尋問である。これに対しては、「俵につき二升の「込米」をあげ、しかし今年は、寒河江付陣屋の場合、「斗立」も一俵三斗七升としているので、全く郡中の「余荷物」は取っていないと答えている。また本廻米の運賃、舥下賃、瀬取賃など幕府から給付される運賃・諸役以外に、郡中村々から徴収しているものは全くないと答えたものである。

### (3)廻米輸送の請負

幕領廻米(城米)の江戸廻送は、寛文末年の廻米体制の成立以後、幕府の直接支配のもとで、廻船には「御用船」または「官船」として、瀬戸内海の塩飽船があたってきた。しかし元禄年間以後、いわゆる北前船などの廻船が台頭するとともに塩飽船が衰退したことにより、幕府は廻米体制の改革を行った。その画期は、享保五年九月、奥州・出羽・北国の城米の江戸廻送について、江戸商人筑前屋作左衛門を廻船差配人に任命したことに始まる。その後享保八、九年になると、出羽幕領の廻船差配人に、大坂の廻船問屋苦屋久兵衛が任命され、以後長く、城米廻船の差配人をつとめていることが知られる。<sup>65</sup>

ここでは廻船差配人制の全体を問題とするのではなく以上のことが、最上川水運における廻米輸送にどのような影響を与えたのか、また当時廻米輸送のどんな点が問題になっていたかを



中心にとりあげることにはしたい。

幕府が採用した廻船差配人は、請負方式であった。幕府は廻米の江戸廻送にあたり、幕領村の廻米の船積場（河岸）から、川船による川下し、廻船による江戸廻送まで、安全円滑に、かつ諸経費なども安価に廻船差配が実行できる問屋商人を入札方式で選ぶというものである。そこでいくつかの廻米請負願書とその後の実際の経過についてとりあげてみたい。

その一つは、村山郡寒河江の楯西村笹島屋弥平治による元文四年（一七三九）の願書で、出羽幕領の酒田港積出し分（城米）を対象とするものであった。同様の請負願書は、翌五年にかけて、江戸商人家城太兵衛ら三人から、また村山郡羽入村伝兵衛からもだされた。これらの願書そのものは明らかでないが、これをうけて調査した幕府勘定所・代官所に対して、当該村々がだした返答書が残っている。本間勝喜氏の研究<sup>10</sup>からその要点をみれば次の通りである。

まず江戸商人三人の請負願書は、元文四年の廻米から五か年間、廻船調達も含め、廻米業務一切を請負いたいというものである。まず運賃については、これまでより廻米一〇〇石につき二両ずつ引き下げることに、廻船の江戸・大坂の到着の時期も、四月下旬より七月上旬までに必ず行うこと、また一俵につき欠米二升を請負料として受けとることを条件とし、そのほかは一切農民に負担させることはないというものであった。ただし百

姓方の上乘は、船中の目付役としてこれまで通り出すこととしている。

これに対する田川郡・寒河江代官支配の村々の返答は、結論として廻米請負に反対であった。その理由は、欠米二升をもって請負料にするところがあるが、これまで江戸蔵納の際に残米がでて、農民に割戻されるのが普通であったから、請負はこれまでより不利になるというもので、「今迄之通百姓直納」とすることの方が良いというのである。

元文四年の江戸商人による廻米請負は実施されなかったが、笹島屋の請負願書に対し、村山郡の返答書に、条件つきで応じてもよいとしたものが多かったようである。そこで笹島屋は元文五年、江戸出府のうえ、再度勘定奉行に対して廻米請負の願書を提出した。願書の内容は、これを実施した場合の得失を問われた村山郡白岩村他六か村の返答書からみると次のようなものであった。

笹島屋はこれまでの百姓直廻しによる廻米諸人用を書きあげ、年々欠米二升のほかに、年貢米一俵あたり銭三六、七文から四二、三文ほどの負担があったとしている。これに対し、自分の提示する請負料は決して農民の負担を増加させるものではないにもかかわらず、請負にに応じてくれないのは、一部有力農民の中に反対者が存在するためであるという、農村内部の事情を指摘している。そのうえで、請負が適えられれば、幕府への「忠



節」として、今後毎年、七百石積の廻船一艘ずつを造立し、合計二〇艘を御用船として無料で提供するとのやや無謀な計画も表明した。また再願では、出願が許されれば、五万俵余の年貢米を先納したいとの冒険的な約束を持ちだしている。

笹島屋の再願は、請負料についても村々に譲歩するなど、その実施に向けて積極的なものであった。その結果、田川郡・村山郡各村々が廻米請負に応じた条件は、田川郡・村山郡とも、欠米は一律に各河岸場渡しで、年貢米一俵につき米一升七合、銭一八文とすること、万一の事故が起ってもこれ以上の負担はかけないことであった。幕府の採定により、笹島屋の廻米請負は、元文六年分の一か年を「御試之為」として行われ、実際は一か年分の三分の一を先納請負として実施されたともいう。この記録は、田川郡大山村の「元文六年御用留目録」以外にないところをみると、一部の地域に限られた可能性もある。その頃の出羽幕領の全廻米量は、約五万石とみられるので三分の一は約一万七〇〇〇石となり、これを先納したとすれば、大規模な米商人と共同しなければ不可能なことである。笹島屋の廻米請負が実施されたとしても、この年限りであった。

最上川流域の一地方商人が、実際に城米廻送を請負ったかどうかは別としても、江戸・大坂商人に交って、廻米請負の競争に参加したことは驚くべきことである。これは江戸中期における流通経済の転換期の事情を反映するとともに、幕領農村の変

動を背景とするものでもあった。この時期、とくに宝暦・天明年間には、最上川船差配役も請負入札制がとられており、流域の有力商人が激しい競争を行っていたことも明らかである。廻米請負の願書なども、この川船差配役制に連動する動きの一つとして注目される。

### 三 廻米川下しの実態と農民の負担

#### (1) 村の年貢と廻米

村山郡幕領の平場の村々では、年貢（本途物成）は米納を主としていたが、一八世紀半ばの宝暦年間を画期として、石代納が多くなるのが一般的であった。しかし幕府の政策により、また地域によって米納が高い割合を維持していた年代があったことも知られる。江戸中期以後も、この米納分の大部分が廻米となったので、廻米問題は農民にとって、年貢納入と切り離して考えることのできない重要な問題の一つであった。

そこで二、三の村の年貢皆済目録によって、年貢の米納と廻米の関係およびその年次のな推移をみることにしたい。

まず山口村（村高二〇七六石余・現天童市）の「皆済目録」から作成した表1は、一八世紀半ばから幕末までの約一〇〇年のうち、三、四〇年間隔でとった四年分のものである。これによって知られることは、一八世紀の延享四年、安永七年は、割符の米納分が村石高の約三二%、二六%となっているが、一九

表1 山口村の年貢と廻米

項目	延享4年(1747)	安永7年(1778)	文化12年(1815)	嘉永4年(1851)
(割符)				
米納	647石021	534石996	299石118	233石951
永納	19メ876	39メ867	291メ605	345メ600
(納合)				
米納	549石654	172石092	227石	174石538
永納	141メ153	272メ220	291メ605	345メ600
廻米	江 522石016	江 148石842	江 220石296	江戸大坂 133石938 23石600
川下賃	26石101	9石035	9石534	
定石代 (両かえ)	1両1石122	1両1石634	1両1石496	1両1石012

注 山口村文書、各年度「御物成皆済目録」による。明治大学刑事博物館蔵

表2 山口村の米納年貢の時期別比較

	時期	600石 500	500 400	400 300	300 200	200 100	100 50	50石 以下
I	寛保3年(1743)～天明8年(1788)	9	1	5	4	10	3	5
II	寛政元年(1789)～文政13年(1830)				1	28	9	3
III	天保2年(1831)～元治元年(1864)		1	6	5	12	5	5

注 山口村文書、各年度御年貢皆済目録による  
50石以下には、米納分が全くない年次も含まれている。初納は、半分に換算し、米に加えた。

世紀の文化十二年、嘉永四年になると、約一四%、一一%と少なくなり、石代納の永納分が多くなったことがわかる。またこれに対する実際の「納合」は、延享四年と安永七年の米納の間に大きな変化があるが、その後は平常の年であれば、ほぼ二〇〇石前後で推移したことが知られる。また廻米は、当然「納合」の米納分の大部分で、「川下賃」を含めればほぼ一〇〇%となる。川船運賃の幕府負担は、このような操作で行われたのである。

一般的には、中期から後期にかけて、年貢の米納分は減少したが、時期により、年次による変動もみられた。江戸後期の皆済目録にみる米納分の動向をややくわしくみると(表2)、寛政(文政期の約四〇年間)、三〇〇石以上が一回もなかったのが、天保・元治年間の約三五年間には七回もあったことが知られる。したがって、村の年貢納入の方向として江戸後期になると、石代納の傾向が発展し安定していったということはできない。米納は大凶作のため全くない年もあるが、一〇〇石以下は凶作が最大の原因である。

後期の天保年間以後に三〇〇石以上の米納がみられた年は、天保十年、同十四年、安政二年、同六年であり、幕府の廻米政策が強く影響していたとみられる。

次に尾花沢地方の牛房野村、鶴子村、延沢村の年貢皆済目録と廻米についてみることにしたい。それぞれ年代が異なるので、

村の間の比較はできないが、各年代における本年貢・小物成の納入の実際と、「払い方」の状況が知られる。この皆済目録の記載によると、本年貢はすべて米納で記され、宝永四年の牛房野村の場合は、そのうち廻米は六四・五%と低いのは「五分一分」（金納分）と「夫食返納」分が多いことによる。鶴子村と延沢村の場合、江戸中期と幕末で時期は異なるが、本年貢および「納合」に対する廻米の割合はどちらも九〇%以上と高いことがわかる。

代官からの村々に対する年貢割付状は、その年度の十月か十一月にだされたが、皆済目録は翌年の六、七月になるのが普通であった。尾花沢地方の三例のうち、牛房野村は十月、鶴子村は七月、延沢村は三年後の慶応二年二月にだされている。幕末の混乱期は別として、凶作による代納問題があれば、翌年の末になっている場合が多いのである。

## (2) 廻米と船積河岸

最上川々下しを行う幕領の廻米は全体としてどれだけあったのか、また村々から「津出場」（船積河岸）へどのような手続きで運ばれたかについて次にみることにしたい。

最上川の川下し物資には、幕領の廻米のほか諸大名の蔵米、商人荷物があるが、それらの中で幕領廻米の比重は極めて大きかった。江戸中期の明和二年（一七六五）から寛政三年（一七

九二）までの二五年間について、最上川々下しの諸藩分領の蔵物および商人荷（米・大小豆・小麦）のそれぞれの総量が知られるので、まずその合計概数をあげてみよう<sup>20</sup>。それは年による変化も大きいだが、二〇万〜一五万俵が九回、一五万〜一〇万俵が七回、一〇万〜五万俵が七回、五万俵以下二回（天明四年含む）となっている。この場合、商人荷には最上特産物の紅花や青苧などもあるが、ここには含まれていない。

以上の諸大名の蔵米および商人荷に対し、幕領の廻米量はどれ位あったであろうか。幕領廻米は酒田港の口銭対象外であったので、同一の記録で知ることはできない。そこで他の記録から幕領廻米の年間総量を探ることにするが、一つは宝暦八年（一七五八）から同九年にわたる最上川船差配役による諸荷物<sup>21</sup>の輸送荷高調である。これによると、城米九万俵（積船三八〇艘）、私領米四万俵（二六〇艘）、商人荷物（三三〇艘）とある。宝暦・天明年間の最上川流域の幕領は、二〇万〜一五万石を推し、村山郡の総石高（約三六万石）の約半分を占めていたと<sup>22</sup>きでもある。

幕領廻米の総量は、天明九年（一七八九）の「御城米・御私領向船帳」によってこの年の実際を知ることができる<sup>23</sup>。これによると、寛政元年（一七九七）の三月から五月まで、一番〜三番に分けて川下しされた城米は、合計一〇万八八七俵であった。これが酒田船（二六九艘）、最上船（一八八艘）が分担してい

表3 村山郡幕領陣屋別石高と廻米

陣屋名	村数	石高	春廻米俵数	
			天保19年	天保10年
柴橋陣屋 (預所)	68	4万2444石469	1万5845俵053 7万0013俵	21484俵 (米粉とも)
寒河江陣屋 (預所)	23	2万3319石901	8465,235 粉35149,	12074
尾花沢陣屋	52	3万4798,326	1万7987,369	33003
東根陣屋	46	4万3310,034	1万0970,	28,907
漆山陣屋	4	9270,563	6382,409	2500
合計	193	15万3143,293	5万9651, 粉10万5162	78028

注 陣屋付高は、村形家文書「手控」(嘉永元年)。ただし天保12年時点の石高を示した。嘉永元年には陣屋ごとの移動があって、全体の村数161、石高は12万7445石余に減少した。天保9、10年の史料は大石田、二藤部家文書、出典は注(23)参照。

表4 柴橋代官所村々の廻米と河岸別俵数

河岸名	村数	俵数	運賃	河岸名	村数	俵数	運賃
1. 志戸田河岸	4	2,420	4分6厘	6. 牛前河岸	15	7,241	5分0厘
2. 鯨洗河岸	4	386	4分6厘	7. 長崎河岸	10	3,618	5分0厘
3. 車ヶ淵河岸	7	4,978	5分0厘	8. 溝延河岸	2	502	4分5厘
4. 宮代河岸	3	4,814	4分6厘	9. 谷地河岸	10	3,043	4分2厘
5. 成安河岸	3	642	4分6厘	合計	58	27,644	

注 「御廻米河岸訳帳」(文化12年3月)注(24)

る。この年の私領米川下し量は、新庄藩・上ノ山藩・松山藩(左沢領)・米沢藩の合計が二万六千七百七十七俵であった。幕領の廻米高が諸藩に比べて多いのは、年貢米のほとんどが廻米とされたことによるのである。

江戸後期の例として、天保十三年(一八四二)の村山郡内幕領の各陣屋別石高と廻米高をあげておきたい(表3)。この年代は、幕府の天保の改革が行われている重要な時期であるが、村山郡内には二つの預所を含め五つの陣屋があった。天保九年(一八三八)、同十年の廻米俵数は、一万二千三百二俵(粉を半分にして)、七万八千二百八俵で、寛政元年とほとんど変わらないことが知られる。

次に幕領廻米の実際について、村々の城米積河岸への運搬や本米・欠米および川下賃米などについてみることにしたい。最上川には、城米積河岸(津出場)が一七一九か所設定され、それらは村々に指定されていた。村山郡における最上川の本河岸は、享保八年以後五河岸に定まっていたが、城米積河岸はそれ以外にも多くのいわゆる船積場が設定されていたのである。

具体的な事例として、柴橋代官陣屋がだした「当亥春江戸御廻米河岸訳帳」(文化十二年三月)により、廻米積河岸と村々の俵数を見ることにしたい(表4)。船積河岸は全部で九河岸あって、このうち最上川本流が牛前河岸など四河岸で、他の志戸田河岸など五河岸は須川沿いにある。したがって、各河岸の

羽州幕領の廻米と最上川舟運

最上川の本河岸と城米積河岸

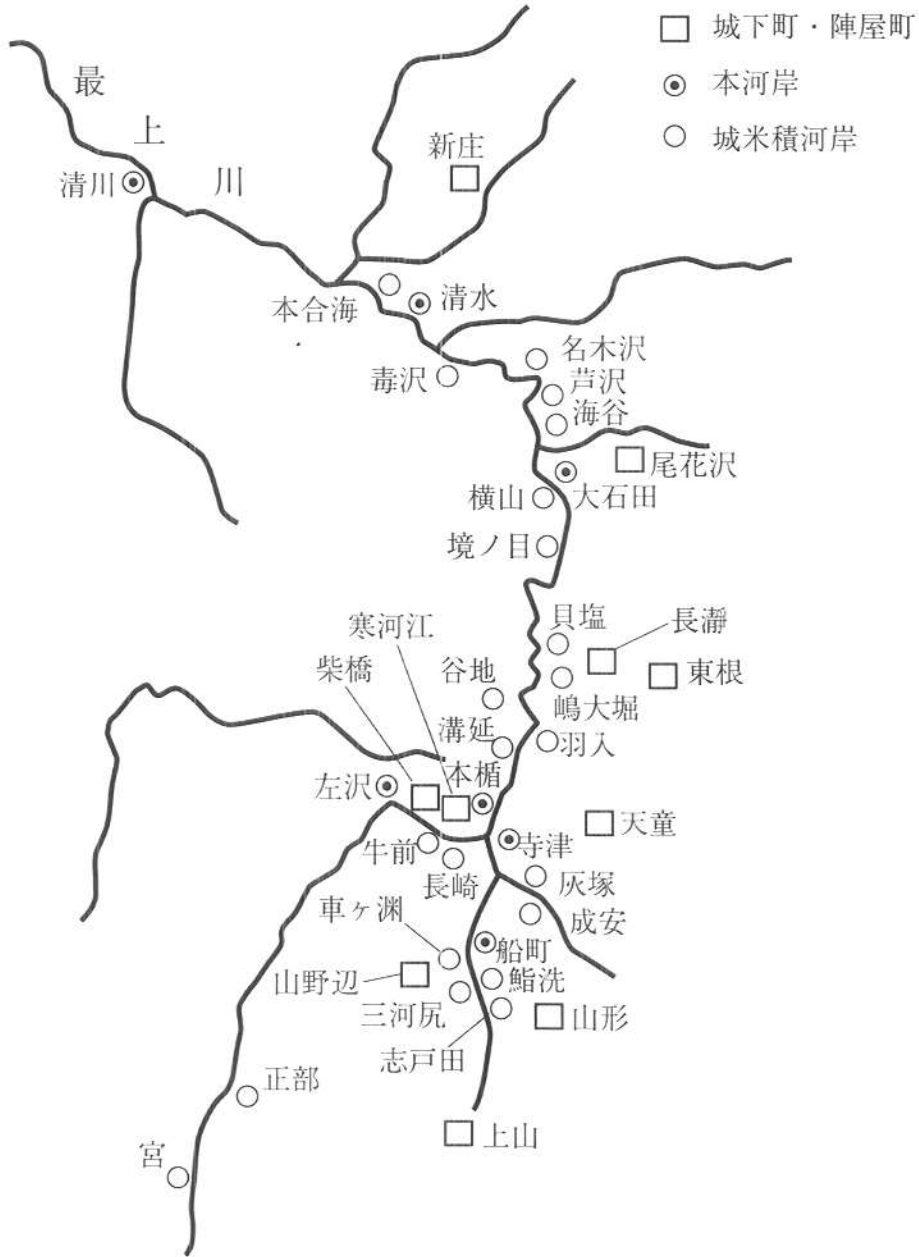


表5 東根代官所村々の廻米と河岸別俵数

河岸名	村(組)数	本 米	欠 米	川下賃	欠米川下賃
(弘化4年)					
1. 羽入河岸	16	5,298,俵070	286,俵144	278,俵059	5石013
2. 嶋大堀河岸	19	5,359,187	289,260	254,213	5,083
3. 境野目河岸	3	3,512,200	189,321	149,105	2,986
合 計 「惣寄」	38	14,210,087 16,568,292	765,355 895,266	682,007 803,077	13,082
(嘉永6年)		(本欠米計)		(川下賃)	
1. 羽入河岸	17	946石087 (2,556俵369)		(134俵087)	
2. 嶋大堀河岸	14	(3,957,310)		(187,366)	
3. 境野目河岸	3	(2,950,309)		(125,152)	
合 計	34	(9,506,360)		(449,221)	

注 後沢村文書、「御代官当分御預所未春御廻米一村限帳」(弘化4年)、「丑春御廻米河岸限村々俵数扣」(嘉永6年3月)「東根市史編集資料」第15号所収。

川下賃には、須川の小川運賃を含まないのが原則となる。<sup>25)</sup> この史料の廻米「惣寄米」は三万三三三六俵とあるが、村別の河岸別の実際の合計は二万七六四四俵である。「惣寄米」は柴橋陣屋付村々の廻米総量で、河岸別の総数は一番川下し分とみられる。

第二の例として幕末の東根代官所の廻米をみよう。船積河岸は、羽入・嶋大堀・境野目の三河岸で、いずれも最上川本流の河岸で船積された。弘化四年(一八四七)および嘉永六年における春川下し分の河岸別廻米俵数は、表5の通りである。両年の春川下しの廻米俵数は、本米・欠米の合計で、弘化四年は一万四九七五俵、嘉永六年(一八五三)は九五六〇俵とあって、後者が約半分強となっている。嘉永六年秋は、前代未聞の早魃による凶作であるが、三月の川下しは前年の廻米であるのでその影響はまだないとみられる。

本米に対する欠米の割合は、弘化四年の各河岸とも五・三%と一定していることは、幕府の廻米制以来の定めで、一俵につき二升と合致するものである。川下し賃は、本米が、羽入五・二%、嶋大堀四・七%、境野目四・二%となり、欠米川下賃は、三河岸とも、欠米の四・七%となっている。本米川下し賃は、幕府が負担するという定めから、村の年貢皆済目録の納入合計に含まれているもので、廻米額の決定の際に、船積河岸の運賃規定にしたがって算出されたとみられる。それは前節で明らか

にした。しかし欠米は、廻米に対する農民の付加税で、廻米が多ければそれだけ増加することになるものである。また幕府直廻しといっても、欠米川下賃は農民の負担であった。ところどころ弘化四年の「一村限帳」では、本廻米の運賃と欠米のそれは区別しているが、嘉永六年の「村々俵数扣」ではそれらを合体している。本来の区別をどう処理するかは、郡中村々にとって複雑な問題であった。

### (3) 郡中出役と農民の諸負担

廻米にかかわる村および農民の負担として、欠米、川下し賃米などがあることは前述した。廻米の川下しおよび廻船による江戸蔵納までの負担については、正徳四年の「畑沢村差出明細帳」に、川下しは村の負担、廻船は「御公儀」の負担としている。廻船運賃の払い方は、酒田・大坂でそれぞれ三分一、残り三分の一は江戸着船ののちに仕払われるとある。しかし「上乘給金、欠米之運賃者百姓方出申候」となっている。この明細帳の記録は、幕領廻米の輸送負担に関する幕末まで一貫した基本であったといつてよい。もちろんこれが諸負担のすべてであるということではない。

嘉永六年三月、柴橋陣屋付郡中会所は、郡中の出役として、上乘三人、川通二人、酒田二人・大坂・江戸会所各一人の合計九人を決めている。これは、幕領代官所ごとに以前から定めら

れたものであった。農民は廻米の川下しにあたって、船積みの日割によって「津出」が行われたが、俵拵えは嚴重で、検査の結果よろしくない場合は、積所で俵替えをしなければならなかった。川下しだけでなく、酒田から大坂・江戸への廻送にあたって必要な船積みのための人足賃も郡中負担となっている。それは、御蔵出、舁下船積、舁廻手伝のほか、江戸・大坂での御蔵庭での水揚げなどである。

各村々から指定の津出場までの廻米の運搬は農民の負担であった。幕府の規定では、五里以上は幕府が負担するとしているが、最上川流域の場合、五里以上のところはなかった。尾花沢領の畑沢村は大石田まで三里、東根領の猪野沢村は嶋大堀まで三里十丁余となっている。しかしその運搬について、畑沢村の「差出明細帳」（正徳四年）によれば、廻米は「雪中に附出シ、畑ケヲ賃錢ヲ出シカリ置」とある。雪の多い尾花沢地方は、三月でも雪の上を運ぶことが普通であった。また廻米積所は大石田河岸に特定の施設があったわけではなく、津出しを行う村が賃金を払って借用した畑地であったことが知られる。大石田は最上川最大の本河岸として、河岸商人や荷蔵も多いが、幕領廻米の船積みはそれとは別に行われたのである。これは江戸後期も基本的に変わらないことであった。幕領の廻米積のみにあたる「津出場」（城米舟着場）は、河岸としては臨時的で、それを本来の機能としたが、大石田のような本河岸もそれを原則とした



廻米船積を行っていたのである。先述した須川沿いの船町・寺津も同様であるが、本河岸でもとくに城米の倉庫等の施設はなかったため、津出場の廻米の管理は各村に任されているのである。

村々の廻米は、各代官所（陣屋）が決定した廻米川下しのための川船の出帆日に従って、各村の郷蔵から指定された「津出場」に運ばれた。寒河江代官所陣屋付村々の廻米川下しについて、文政四年（一八二二）「城米川下日記」<sup>26</sup>から、やや具体的にみることにしたい。

城米積の川船は、代官所陣屋の川船送状により、大石田川船役所が川船を調達し、これを各城米積河岸にさし向けた。一番川下しは四月一日出帆とし、長崎・寺津・本楯より上流の村々は、それまでに津出しを完了しなければならないのである。舟着場は須川の三河尻河岸が三月二十二日でもっとも早く、三河尻を津出場とする上楯沢・下楯沢両村は同月二十一日、灰塚河岸は二十三日、寺津河岸は二十五日、長崎河岸は二十六日、本楯河岸は二十九日と決まっていた。各村の郷蔵から舟着場への運搬は、遠い所は前日からはじめるが、大部分は当日となっている。一番川下しの城米は全部で一万三三三五俵で、川船は五〇艘とあるから、一艘平均の積俵は二六六俵となる。

同年の二番川下しは六月十二日出帆で、廻米総量は九、四二八俵とあり、舟着場は、蔵増・溝延・高関などで、一番川下し

の河岸よりも下流の河岸となっている。また廻米総量のうちに、二三六俵余は「弁米」（悪米・沢手米用）であることも記入している。

幕領廻米の川下しにあたる川船は、普通最上船と酒田船が半々であたることになっていた。川船はいくつかの船団（屋内）をくみ、例えば「最上拾艘屋内 弁助達」「酒田三艘屋内 新八達」とよんだが、それぞれの屋内に一人の上乗がおり、船団には一人の頭船頭がいて、弁助・新八がそれにあたる。各代官所（陣屋・郡中会所）では、毎年郡内の名主百姓の中から、この上乗と出役を決めることになっていたのである。

村の廻米に関する諸経費の実際について、幕末の細野村と延沢村三日町の場合をみると表6の通りである。<sup>27</sup>二つの史料は、作成時期が同一でないため、正確な比較や集計はできないが、細野村の天保十四年十月から約一年間の年貢諸役夫銭の大部分は、郡中入用と大坂・江戸における廻米の納不足で、前者は初納・秋割・夏割と分割して集めていたことが知られる。「廻米入用」を三月に徴収しているのは、廻米の川下しにかかる諸経費とみられる。とくに注目されるのは、大坂廻米の納不足のため、「買納代」として十月と、翌十五年五月の二回、計六〇五八八文、また江戸納不足にかかる諸入用として五〇八九三文も払っていることである。

このような納不足が多く生ずるのは、廻船問屋の調達によっ

羽州幕領の廻米と最上川舟運

表6 年貢諸役夫銭と廻米入用

細野村 (村高648石7升7合)			延沢村 (三日町)		
(天保14年)			(安政3年)		
10月9日	初納金郡中入用	2×382文	同年三月の入用見込額	廻米川下出役入用	永5×528文 (銭36×489文)
同上	秋割	3×178文		春舟積入用見込	銭15×000文
10月29日	大坂廻米納 不足買納代	4×889文		去外春廻米江戸 納不足新穀廻し	銭27×156文
12月9日	国役金	1×671文		柴橋行入用 所々礼物	銭3×300文
12月20日	極割村入用	3×535文		尾花沢役所 銭別外	銭2×742文
(同15年)				郷藏祝入用	銭2×352文
3月9日	郡中入用村入用	1×254文		合計	87×039文
同上	廻米入用	3×603文			
5月2日	大坂納不足 買納代	1×699文			
6月23日	夏割	3×760文			
10月3日	江戸納不足買納 代役掛諸入用	5×893文			
合計		31×864文			

注 天保14年10月「当外御年貢諸役夫銭帳」(細野、柳橋家文書)、安政3年3月「当辰春御廻米并川下出役入用割符帳」(延沢、浅香家文書)。延沢村には、3～4人の名主があり、三日町はその1人の担当区であった。

て酒田から運ばれる廻船の問題でもあった。延沢村の史料でも、安政二年の春廻米の江戸納不足から、銭二七〇一五六文が支払われている。また廻米出役および舟積みの際の入用金が村の負担となり、農民に割当られたのである。廻米の納不足が生じた場合、代金で補充する「買納代」と、翌年現物で補充する「新穀廻し」とがあった。それは幕府役人と郡中の廻米出役との間で決められたが、廻船中の事故も関係する場合があるので、この「弁米」の決定については、郡中代表と廻船問屋および船頭との間でしばしば問題になったのである。

五 むすび

羽州幕領の廻米は、寛文年間の体制確立以後、どのように展開したのか、最上川舟運とのかかわりの中で検討してみた。廻米制の確立と村の諸規定、年貢皆済目録と廻米との関係、最上川流域幕領と廻米量の推移、廻米と農民の諸負担などを主な問題としたが、その中で幕領廻米が最上川舟運の展開に大きな影響を与えていたことが改めて明らかになったと思われる。流域の幕領の規模は、時期によってかなり大きな変動があるが、廻米量は以外に多く、諸藩分領の廻米(蔵米)に比べ、輸送体制に一貫性がみられたことも注目される。

最上川舟運では、幕領廻米(城米)のほか、諸藩分領の廻米(蔵米)と商人荷の輸送も活発で、とくに江戸後期になると盛

んになる。その中で、幕領廻米を中心とする舟運体制と廻米の川下しの実態とその背景については、とくに明らかにしなければならぬ課題は多い。

本稿は幕領廻米の最上川々下しを中心にみたが、川下しは江戸廻送の一環で、廻米問題は、酒田米置場、江戸蔵納まで不可分の関連をもっている。とくに江戸後期になると、廻船中の「弁米」の負担問題が多発するようになる。また農村内部ではその負担をめぐって、郡中惣代一件が起きている。後期の廻米川下しの実態や農民の負担の実際は、これらの検討を合わせて行う必要があるが、後日を期することにした。

#### 注

- (1) 横山昭男著『近世河川水運史の研究』第一章第一節四参照。
- (2) 青木美智男「羽州村山地方における幕領諸藩領の展開」(駿台史学第十六号一九七一・三)。羽州村山郡内における幕領石高の年代の変遷がくわしい。しかしその後の新しい史料によって一部訂正すべきところもあるので、本文でこれを正した。村山郡の総石高は約三六万石であるので、元禄年間以後、幕末の時期を除き、一五〇一八万石で全体のほぼ半分を占めていたことが知られる。
- (3) 出羽幕領については、西廻海運の確立とともに古くから注目され、とくに戦後、史料の発掘・刊行書は多いが、村山郡幕領の廻米と輸送に関する本格的な研究はまだ少ない。主な刊行史料には、『酒田市史』史料編四、『山形県史』近世史料3、

『山形市史編集資料』13、『東根市史編集資料』15・16などがある。研究面では近年本間勝喜氏が『近世幕領年貢制度の研究』、『出羽幕領支配の研究』の大部の著作の中で、幕領の大坂・江戸廻米をとりあげているが、庄内・由利郡が主な対象で江戸前期が中心である。このほか同氏に『近世中期出羽幕領の御城米輸送と請負』(抽水 学編『日本水上交通史論集』第四卷)がある。最上川々下しと廻米との関係では、村山郡内の幕領廻米が中心となるので、今後の課題である。

- (4) 延宝七年十二月「覚」(旧『山形県史』巻二所収)。
- (5) 延宝九年五月、「村山郡漆山御領三万石惣百姓訴状(下書)」(『山形県史』近世史料3)。
- (6) 「延沢・大山領戊御年貢江戸廻御城米納方并万用帳」(天和三年) 本間勝喜「天和年間延沢・大山両領御城米の江戸廻米」(『西村山地域史の研究』第一号。この史料はそれぞれの江戸廻米の日程、諸経費の詳しいうちわけも知られるので、その後の出羽廻米の基本としても重要なものである)。
- (7) 拙著『近世河川水運史の研究』一三九頁。
- (8) この記述は「中郷村明細差出帳」(延享元年)によるものであるが、他の村のものも記載は大同小異である(『山形県史』資料編13)。
- (9) 山口村文書、各年度年貢皆済目録、明治大学刑事事博物館所蔵。
- (10) 『村山市史』別巻三、近世資料編。
- (11) 土生田村文書、『村山市史編集資料』第一号
- (12) 阿部善雄「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として」(史学雑誌七二一一)。
- (13) 山辺町・佐藤真悦氏蔵、『大石田町史』史料編二所収。
- (14) 幕領城米積の最上船は、天保五年の七四艘から、同十三年には六九艘に減少した。船の規模は五人乗(三五〇俵積)三九艘、四人乗三〇艘で、ほかに三人乗六艘があったが、城米積

- は四人乗以上の罌船ときめられていた。また小川運賃は、最上川運賃と区別し、「郡中村々勝手を以小川河岸々江津出」を行うものであるから「運賃請取来候」とある。これらの河岸は、三河尻・船町など須川沿いの五河岸をあげ、最上川の川ノ口までの運賃を定めている。これは本廻米の運賃であるが、農民の負担になるといえるものである（『最上川船方規矩』）。
- (15) 袖木学者『近世海運史の研究』第三編第七章。
- (16) 本間勝喜「近世中期出羽幕領の御城米輸送と請負」（前掲書）
- (17) 拙著、前掲書、第二章第二節。
- (18) 村山郡山口村文書、明治大学刑事博物館所蔵。
- (19) 各村の「御年貢皆済目録」は、牛房野村が宝永四年、鶴子村が享保二十年、延沢村が文久三年である。出典『尾花沢市史編集資料』第五輯所収。
- (20) 本間家文書「酒田増口銭方諸色控」（『酒田市史』史料編三）。拙著前掲書、第二章第二節、第一六表参照。
- (21) 拙著前掲書一七一頁、第二〇表参照。
- (22) 大石田、二藤部家文書、『大石田町史』史料編二所収。『大石田町史』上（通史編）。なお廻米の積船は、最上船に対して酒田船の延船数が約二倍となっているが、積俵数は、酒田船六万五三六俵、最上船四万八三三九俵となっており、一艘当りの積俵も異っていたことが知られる。また幕領廻米の川下し積船は、酒田船と最上船とが半々とする約束は守られていないことになるが、しかし割当は半々とし、実際は「最上代舟代」または「代船」として、最上船の代りに酒田船が船積川下しを行っていたことが知られる。
- (23) 村形家文書、「手控」、（『山形市史編集資料』第22号）。二藤部家文書、「御用留」（拙著前掲書、二四九頁参照）。
- (24) 「当亥春江戸御廻米河岸訳帳」文化十二年三月（『寒河江市史編集叢書』第一二集）。
- (25) 二藤部家文書「運賃定法書」宝暦年間（推定）には、舟町・寺津・灰塚は「小川送り」とあり、最上川本流の運賃一〇〇俵につき五俵と「五厘まし」のほか、それぞれ小川送賃がついている。例えば舟町は一斗八升五合、寺津は四升三合一勺二才である（『山形市史編集資料』第二三号）。これはのちの「最上川船方規矩」（前掲）の「小川運賃請取来候定」と全く同じである。
- (26) 『尾花沢市史編集資料』第五輯。
- (27) 谷地、西里村文書。嘉永六年「万附込日記」（『山形県史』近世史料3所収）。
- (28) 『寒河江市史編集叢書』第五、六号所収。
- (29) 細野・柳橋家文書、延沢・浅香家文書、尾花沢芭蕉清風歴史資料館所蔵による。